

## 「ハンセン病市民学会全国交流集会in長野」開催地実行委員会 会則

(名称)

第1条 本会は、「ハンセン病市民学会全国交流集会in長野」開催地実行委員会という。

(目的)

第2条 本会は、「ハンセン病市民学会全国交流集会in長野」(以下「集会」という。)をハンセン病市民学会と共に開催し、その運営にかかわる実務を担当するとともに、長野県における人権教育、啓発の発展と当事者及びその家族とつながり、ハンセン病問題に取りむ実践者の育成、つながりを「創る」ことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 集会の運営に関すること。
- (2) 集会の研究内容に関すること。
- (3) 集会に関する広報活動に関すること。
- (4) 関係機関及び団体との連絡調整等に関すること。
- (5) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 本会は、目的に賛同する機関・団体をもって構成する。

2 集会の円滑な推進を図るため、賛同する関係機関による運営委員会を設ける。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 実行委員長 1名
- (2) 副実行委員長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 1名
- (5) 監事 2名

(役員を選出)

第6条 役員は、本会総会において選出する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 実行委員長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故あるときは実行委員長があらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。
- (3) 事務局長は実行委員長を補佐し、業務を遂行する。
- (4) 事務局次長は事務局長を補佐する。
- (5) 監事は本会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、第12条の規定により本会の解散までとする。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会と運営委員会とする。

2 本会総会は、この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を決定する。

3 本会運営委員会は、総会で決議した事項の執行に関する事項及び、業務の執行に関する事項を決定する。

4 会議は、実行委員長が招集する。

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するため、「ハンセン病市民学会全国交流集会in長野」開催地実行委員会事務局(以下「事務局」という。)をNPO法人人権センターながの事務所(長野市若里1-19-5 長野市中央隣保館内)に置く。

2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、この会則に定めるもののほか、実行委員長が別に定める。

(経費)

第11条 本会の経費は、ハンセン病市民学会との協議によって、集会収入、各種補助金、その他の収入をもって充てる。

(解散)

第12条 本会は、その目的が達成され事業報告を行った後に解散する。

(補則)

第14条 本会の会則に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、実行委員長が別に定める。

附則

- 1 この会則は、2019年11月6日から施行する。
- 2 この会則は、本会の解散をもって失効する。